

第4次消費者基本計画 基本的施策（関連事業）の実施状況 （令和6年度上半期）

【実施評価基準】

- : 既に実施したもの、または実施しているもの
- (予) : 下半期で実施する予定のもの
- △ : 令和6年度に一部未実施となることが確定したもの
- × : 令和6年度に実施できないことが確定したもの
- : 申込に応じて実施するものや、実施年度ではない等の理由で、実施の機会がなかったもの
- / : 事業を終了したもの

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
1	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	危害・危険情報への対応	1	消費者から寄せられた危害・危険情報に対して、状況を確認し、必要に応じて事業者指導等を行う。 ※消費生活用製品安全法に基づく製品事故に関する情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構に情報提供する。	○	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステム(PIO-NET)により、情報共有を行っている。
2	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	消費者安全法に基づく立入調査等	1	商品やサービスなどに関し、すきま事案における重大事故などが発生した場合、消費者安全法に基づき、事業者に対する報告徴収及び事務所などへの立入調査などを行う。	—	該当事案なし。
3	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食品関係施設の監視指導	1	ホテル、旅館、食品製造施設、大型スーパーマーケットなどの食品関係施設に対して、食品衛生監視員が施設の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、食品の表示について監視指導を行うとともに、自主的な衛生管理体制の確立のため、衛生管理計画の作成、実施、記録等を行うよう指導及び助言を行う。	○	監視指導計画に基づき、重点監視施設等の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行った。
4	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食品の試験検査	1	市内に流通する食品の安全性を確認するため、食品関係施設で取扱う食品について、食中毒菌、放射性物質、食品添加物、残留農薬等の収去(抜き取り)検査を行う。また、食品製造施設に対し、食品の安全性確保のため定期的に自主検査を実施するよう指導を行う。	○	監視指導計画に基づき、重点監視施設等の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行った。
5	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食中毒防止対策	1	食中毒菌やウイルス等による食中毒の発生を防止するため、食品関係施設に対して、食品の衛生的な取扱い、十分な加熱調理、調理従事者からの二次汚染防止等について指導を行うとともに、自主的な衛生管理体制の確立のために、衛生管理計画の作成、実施、記録等を行うよう指導及び助言を行う。また、食中毒予防に関するパンフレット等を市民に配布するなど、食中毒予防についての正しい知識の普及啓発を行う。	○	”【カンピロバクター食中毒防止対策】 ・飲食店等3,216施設に指導文書を送付した。 ・259施設に立ち入り指導を実施した。 【アニサキス食中毒防止対策】 ・飲食店、魚介類販売施設等2,612施設に指導文書を送付した。 ・158施設に立ち入り指導を実施した。 【食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発】 ・広報さっぽろ7月号への食中毒予防記事掲載”
6	保健福祉局	保健所	生活環境課	622-5165	環境衛生等関係施設対策	1	理・美容所、クリーニング所、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場など営業施設のほか、遊泳用プールや飲料水施設等の衛生水準の維持・向上及び営業者による自主管理の推進を図る。	○	立入件数 環境衛生営業等施設 813件 無許可営業施設 1件 建築物衛生法関係施設 63件 飲料水関係施設 82件
7	保健福祉局	保健所	生活環境課	622-5165	家庭用品安全対策	1	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和49年10月施行)に基づき、小売店で販売されている家庭用品の試買検査(試験目的に購入し、検査を実施)を行ない、基準に適合していることを確認し、その結果をホームページで公表する。(実施時期 5～2月)	○	検査件数65件(違反なし) R6年度で予定している6回の実施計画のうち4回を実施した。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
8	保健福祉局	保健所	医務薬事課薬事係	622-5162	医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する立入検査(1)	1	■ 医薬品等一斉立入指導 医薬品等の安全確保を目的に、薬局、店舗販売業、医療機器販売業などの医薬品医療機器法に基づく許可を受けた事業者等に対し、立入指導を実施する。	○	一斉監視実施期間において、医薬品医療機器等法に基づく許可を受けた事業者等に対し立入指導を実施した。 ※実施期間が令和6年9月2日～令和6年12月27日であり、実績の中間報告ができないため、次回照会時に実施件数を報告いたします。
9	保健福祉局	保健所	医務薬事課医務係	622-5162	医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する立入検査(2)	1	■ 医薬品等業務上取扱者に対する立入指導 病院、診療所等の医薬品取扱い施設に対して、医薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を行う。	○	病院立入検査時に、医薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を実施した。 ※実施途中であり、実績の中間報告ができないため、次回照会時に実施件数を報告いたします。
10	保健福祉局	保健所	医務薬事課医務係	622-5162	医務関係施設対策に対する立入検査	1	病院、診療所、施術所などの許可・届出等施設に対して、従事者や医薬品、その他安全管理などについて立入検査を行う。	○	7月～8月に診療所定期立入検査を実施した。 なお、病院定期立入検査も9月から実施しており、令和6年12月まで継続予定。 医療機関の従事者を対象とした医療安全対策等に関する研修会についてはオンデマド方式で下半期に実施。 診療所定期立入検査実施件数:63件 病院定期立入検査実施件数:27件(令和6年9月末時点)
11	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業	1	食の安全・安心を確保するため、食産業や観光の振興も視野に入れた総合的な食の安全・安心に関する施策を策定し、安全・安心な食のまち・さっぽろの推進を図る。	○	【さっぽろ食の安全・安心推進協定事業】 ・新規協定締結数:0団体0事業者(平成21年度からの累計:25団体、488事業者) 【食の安全・安心おもてなしの店推進事業】 ・新規おもてなしの店登録数:0施設(平成27年度からの累計:403店舗) ・「地産地消・健康料理フェスティバル」にて事業内容の講演(PR)を実施 ・「いきいきウェルネスフェア」にて手洗いの予防啓発を実施 【安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議】 ・第1回、第2回会議を実施(7/9、8/8) 【さっぽろ食の安全・安心モニター事業】 ・29名の市民にモニターを委嘱。第1回、第2回調査活動を実施(6月、9月) 【映画上映前動画広告による食中毒予防啓発(1回)】 ・夏:お肉はよく焼きで 【市内街頭ビジョンを活用した食中毒予防啓発(7/13～8/31)】 ・夏:お肉はよく焼きで 【さっぽろ子ども食品Gメン体験事業】 ・札幌市中央卸売市場にて実施。親子14組(28名)が参加。 【アレルギービクトグラムのHPでの周知】
12	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5170	自主的な食品衛生管理の推進	1	食品業界全体の衛生レベル向上のため、国際標準の衛生管理システムであるHACCPの考え方を取り入れた施設を認証する「札幌市食品衛生管理認証制度(さっぽろHACCP)」を普及促進し、食品等事業者の衛生知識の向上及び自主的な衛生管理の推進を図る。	○	・令和6年度は4月及び8月に認証審査会を開催し、新規2施設、更新1施設が認証された。また、10月及び2月に認証審査会の開催を予定している。 ・令和6年9月30日現在、延べ361施設が認証を受けている(内訳:飲食店営業295施設、店頭販売店6施設、食品製造・加工・バックヤード部門60施設)。
13	保健福祉局	保健所	動物愛護管理センター	736-6134	動物取扱業監視指導業務	1	ペットショップ、ペットホテル、動物園などの動物取扱業者に対して、立入検査を行い、適正な動物の取扱い、飼養施設の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行う。	○	162件 内訳 ・新規登録に伴う立入検査 39件 ・登録事項変更に伴う立入検査 1件 ・登録更新に伴う立入検査 35件 ・市民からの苦情に伴う立入検査 9件 ・定期監視に伴う立入検査 78件

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
14	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	子どもの製品事故防止の取組	2	子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止のために、講座やイベント等において保護者に注意を呼びかけるほか、ホームページ等で情報提供を行う。また、毎年5月第4週の「子どもの事故防止週間」では、ホームページ等で情報発信を行う。	○(予)	・子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止のため、各区保育・子育て支援センター及び児童会館等21箇所にて出張形式での講座を実施(9月末時点10箇所) ・令和7年2月に、子育て関係事業者向けに、子どもの事故防止に関する講座を実施予定。
15	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	札幌市消費者危害情報連絡会	2	製品事故について、行政団体・消費者団体などのネットワーク会議を開催して情報収集し、消費者へ速やかに情報提供する。	○(予)	書面による照会及びとりまとめ結果の情報提供を実施する。
16	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者への情報提供	2	危害の拡大及び再発の防止のため、各種検査や調査等により得た情報を必要に応じ、各種広報媒体を活用して消費者へすみやかに情報提供する。	○	・消費者庁や国民生活センターから提供される情報について、本市X(旧Twitter)アカウントを活用して情報発信を行った。
17	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	災害時における価格動向の調査や監視	3	災害時における生活関連商品の価格や需給動向の把握、市民への情報提供などを行う手順について、防災訓練等の場において災害業務マニュアルにより確認する。	○(予)	・1月28日実施予定の災害対策本部訓練において、災害業務マニュアルに基づき対応する。
18	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	災害に便乗した悪質商法等について情報の発信	3	災害に便乗した悪質商法や、災害時に特有の契約トラブルによる消費者被害を未然に防止し、救済するため、悪質商法などの情報を発信するとともに、災害時の消費生活相談体制を整備する。	○(予)	・令和3、4年度と雪害による契約不履行等で相談件数の多かった除排雪サービスに係る契約トラブルの注意点について、本市HPに掲載している。下半期において、本市X(旧Twitter)でも注意喚起を実施する予定。 ・市内における災害はなかったが、災害時に備え、災害業務マニュアルを定期的に再確認するなど、災害時の消費生活相談体制について、周知徹底を図っている。
19	経済観光局	中央卸売市場	管理課	611-3111	全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との災害時相互応援協定の締結	3	全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との間で災害時の相互応援協定を締結しており、災害発生時における市民への生鮮食料品の安定供給の維持を確保する。	○	全国の中央卸売市場との協定については、39都市64市場と締結。 道内の主要卸売市場との協定については、24都市30市場と締結。
20	市民文化局	市民生活部	消費生活課表示検査担当係	728-2111	家庭用品の品質表示に関する立入検査	4	家庭用品品質表示法(第19条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している家庭用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店7店舗に立ち入り検査を実施。
21	市民文化局	市民生活部	消費生活課表示検査担当係	728-2111	消費生活用製品(特定製品)の表示に関する立入検査	4	消費生活用製品安全法(第84条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している特定製品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店9店舗に立ち入り検査を実施。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
22	市民文化局	市民生活部	消費生活課表示検査担当係	728-2111	電気用品の表示に関する立入調査	4	電気用品安全法(第46条第1項)に基づき、販売事業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している電気用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店30店舗に立ち入り検査を実施。
23	保健福祉局	ウェルネス推進部	ウェルネス推進課	211-3516	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(1)	4	健康増進法及び食品表示法に基づき、食品製造業者等に対して、適正な栄養成分表示等の相談及び指導や、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告の適正化のための指導を行う。	○	○健康増進法(特別用途表示・誇大表示の禁止) 指導・相談件数(9月30日時点) 1件 ○食品表示法(栄養成分表示) 指導・相談件数(9月30日時点) 53件
24	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(2)	4	食品添加物、アレルギー物質、期限表示などが適正に記載されているかを確認し、必要に応じて製造販売業者に対して指導を行う。	○	営業許可申請の審査時、施設への立入時等に食品表示を確認し、必要な指導を行った。
25	市民文化局	市民生活部	消費生活課表示検査担当係	728-2111	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(3)	4	原材料名や原料原産地名などの表示が適正に表示されているかについて、食品事業者に対し必要に応じた指導を行う。	○	食品表示法等に基づく適切な表示が行われていない疑いのある事業者に対して、9件の調査を実施(口頭指導2件、不問1件、調査中6件。※昨年度からの継続調査4件含む。) 食品表示に関する事業者等からの問い合わせについて、68件の回答を行った。
26	保健福祉局	保健所	医務薬事課薬事係	622-5162	医薬品等の記載事項等に対する指導	4	医薬品等の販売業者等に対して、医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第50条等に規定する直接の容器等の記載事項や同法第66条から第68条に規定する医薬品等の広告について必要な指導を行う。	○	更新検査時に薬局製造販売医薬品製造販売業者等に対し、薬局製造販売医薬品の表示を確認するとともに必要な指導を行った。 また、一斉監視時に医薬品等販売業者に対し医薬品等の記載事項、広告等について確認し、必要な指導を行った。 ※指導件数について中間報告ができないため、次回照会時に件数を報告いたします。
27	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	211-2928	容器包装簡素化に向けた取組の推進	5	事業者や市民団体とともに、容器包装の簡素化の取組や広く市民への情報発信を行う。	○	・事業者・市民団体・行政の三者協定により、事業者のレジ袋有料化による削減の取組みを支援している。R5年度の取組結果は次のとおり。 ・マイバッグ等平均持参率(R5.4～R6.3):84% ・LLサイズレジ袋に換算で1億612万枚を削減 ・10事業者220店舗が協定に参加している。
28	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	846-6681	商品量目立入検査等の実施	5	商取引の盛んな中元期や年末期において、スーパーマーケットなどで販売している商品の包装における内容量表記について検査し、適正な包装の表記について指導する。	○	商品量目立入検査の際に、商品の包装における内容量表記について確認を行った。
29	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	846-6681	計量法に基づく検査の実施	6	計量法に基づき、商店、市場、病院等の事業所等において、取引又は証明に使用している「はかり」の定期検査を実施する。	○	隔年で検査を実施しており、今年度は中央区・南区・西区及び手稲区の事業所等を対象とし、取引・証明に使用しているはかりの定期検査を実施した。 検査戸数1,354戸、検査台数4,546台、分銅・おもり361個。このうち不合格計量器が69台あり、不適正計量器を所有する54事業所に対し改善指導を行った。
30	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	846-6681	商品量目立入検査等の実施	6	商取引の盛んな中元期や年末期において、スーパーマーケットなどで販売している商品の内容量表記について検査し、適正な計量方法について指導する。	○	青果、水産品、精肉、惣菜等を自店舗で計量し、バック販売している商品について抜取検査を実施。店舗面積が1,000㎡を超える店舗等を対象として6月から11月に実施した。 検査戸数 60戸 検査個数3,620個 不適正戸数5戸 不適正個数48個

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
31	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	846-6681	特定計量器の立入検査等の実施	6	タンクローリーやガスメーターなどの特定計量器の精度・性能や法定有効期間について検査し、適正な計量器の使用について指導する。	○	【都市ガスメーター】 ・令和6年5月15日に台帳検査を実施した。 ・検査事業所数1事業所(北ガス)、検査器物数46,000個(白石区分)、このうち不適正計量器20個。不適正計量器については改善措置報告を行うよう指導した。 【LPガスメーター】 ・令和6年6月5日～6月24日までの期間に台帳検査を実施した。 ・検査事業所数29事業所、検査器物数77,862個、不適正器物なし。 【灯油宅配用タンクローリーメーター】 ・令和6年9月10日～9月13日までの期間、白石区又は厚別区に設置している灯油宅配用タンクローリーメーターを対象に器物検査を実施した。 ・検査事業所数26事業所、検査器物数58個、このうち不適正計量器1個(有効期間経過)。不合格計量器を所有する1事業所に対し改善措置報告を行うよう指導した。 【自動車等給油メーター】 ・令和6年9月25日～10月15日までの期間、白石区のガソリンスタンドに設置している自動車等給油メーターの構造検査及び器物検査を実施した。 ・検査実施35事業所、検査器物数605個。このうち不適正個数1個(検定証印が欠損)。不適正計量器について改善措置報告を行うよう指導した。
32	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	846-6681	計量啓発事業	6	毎年11月の「計量月間」に啓発ポスターの掲示・配布を行うほか、市民との交流イベント「計量ふれあい広場」を開催するなど、計量制度に関する普及啓発を図る。	○	・令和6年11月1日から11月30日までの期間、市内公共施設88か所に計量啓発ポスターの掲載を依頼した。 ・令和6年10月22日に「チ・カ・ホ」(札幌駅南通地下広場憩いの空間)にて交流イベント「計量ふれあいひろば」を開催した。
33	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	846-6681	計量器の精度確認	6	家庭用計量器などについて、正確性を確認したいという申し出があった場合に、精度確認を行う。	○	一般の事業所のはかり82台、市立学校のはかり94台、計176台について、精度確認を実施した。
34	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	取引行為の適正化に向けた迅速な調査・指導	7	相談受付状況を注視し、不当な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、迅速に調査を行い、必要に応じて指導等を行う。	○	不当な取引行為が疑われる事例について、事業者に対して9件の調査・指導を実施(条例に基づく調査指導等は3件、電話などによる注意喚起は6件)。
35	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	国・北海道・北海道警察との連携	7	国、北海道、北海道警察と連携し、悪質商法などに関する情報を共有することで、消費者被害に関する広域的な取組や悪質事業者に対する指導の強化を図る。	○(予)	「消費者被害防止対策連絡会議」(北海道主催)が10月に開催され、北海道、北海道警察、北海道経済産業局、北海道立消費生活センターと情報交換を実施予定。 また、令和5年度の消費生活相談の受付状況等について情報共有し、不当な取引行為が疑われる消費者トラブルについて情報共有を実施予定。
36	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	適格消費者団体との連携	7	適格消費者団体・特定適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の際に、消費者センターに寄せられた相談内容について情報提供するなど、積極的に協力し、消費者被害の拡大防止を図る。	○	特定適格消費者団体(ホクネット)に対し、差止請求対象事業者等に係る消費生活相談情報の提供や、情報交換等を行った。 加えて、特定適格消費者団体(ホクネット)と問題視している相談事例について情報交換を行い、調査・指導を行う上での条例適用等について助言を受ける「事業者指導等に係る消費者行政支援業務」を2回実施した。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
37	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	適正な取引行為の推進	8	相談事例や適用される関係法令等の周知のため、事業者に対し、意見交換会での積極的な情報提供や研修などを実施し、適正な取引行為を徹底させる。	○(予)	不当な取引行為の防止に係る事業者の取り組みについて、19件の事業者に対して相談の有無や相談事例を情報提供することで協力した。 うち3件について、逐条解説を用いて不当な取引行為の基準を周知した。 消費者相談窓口を持つ事業者団体との消費者相談窓口懇談会について、各団体への個別訪問などにより実施予定。 各団体での相談内容や本市に寄せられた相談内容を情報共有するとともに、不当な取引行為について逐条解説を用いて注意喚起を行う。 <事業者団体> ・(公社)北海道宅地建物取引業協会(予定) ・(一社)北海道建築士事務所協会札幌支部(予定) ・札幌市管工業協同組合(予定) ・北海道広告業協会(予定) 通信事業者等に対して、消費者センターに寄せられた相談内容や不当な取引行為についての情報提供を行った。(4事業者)
38	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	高齢者、障がい者、関係機関等に対する情報提供	8	拡大の恐れがある被害事例について、消費者被害防止ネットワークを通じ、地域への迅速かつ細やかな注意喚起を行うことで、被害の拡大防止を図る。	○	・「みまもり通信」を毎月電子メール等で配信して(配信先は、地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関、消費生活サポーターなど)おり、町内への回覧や掲示、訪問活動の際などへの注意喚起などに活用してもらった。 ・ネットワーク事業を通じて受付した相談事例の一部を包括支援センターや障がい者支援事業所などの福祉関係機関に毎月メールで配信しており、各サービス事業者などへの共有・注意喚起を行ってもらった。 ・消費生活推進員によるミニ講座を10回(177人)実施した。 ・地域活動団体向け研修を1回(6人)実施した。
39	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	各種媒体を活用した悪質事業者等に関するきめ細やかな情報提供	8	悪質事業者やその手口に関する情報について、必要とするすべての市民に届けられるよう、ホームページや各種広告など様々な媒体を活用して情報提供を行う。	○	・札幌市公式HPの消費生活のページ、本市X(旧Twitter)アカウント等のSNSにて、適宜情報提供した。
40	経済観光局	中央卸売市場	管理課	611-3111	中央卸売市場施設の維持管理	9	水産棟、青果棟等の市場施設の維持管理を図り、安全・安心な生鮮食料品の安定的かつ円滑な流通に努める。	○	施設の維持管理に努めている。
41	経済観光局	中央卸売市場	経営支援課	611-3114	卸売業務の監督指導	9	市場で行われる卸売業務について、卸売市場法、札幌市中央卸売市場業務規程等の関係法令に基づく監督指導を行うことにより、取引と品質管理の適正化を図り、安全・安心な生鮮食料品の安定的かつ円滑な流通に努める。	○	継続して監督・指導を行っている。
42	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部	商業・経営支援課	211-2372	商店街に対する融資	9	商店街の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等を対象に融資することで、事業活動の促進を図り、地域経済を活性化する。	○	【新規融資実績】 (事業革新支援資金の内、商店街の活性化に資する事業を資金使途とする融資) 融資実績なし

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
43	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部	商業・経営支援課	211-2372	商店街の消費の場としての魅力向上への支援	9	商店街のにぎわい創出や集客力アップに寄与する取組を支援し、地域の消費の場としての魅力向上を図ります。	○	令和6年度上半期補助決定額等(4月～9月まで) 【商店街地域力向上支援事業】 ①にぎわいつくり型 38件、7,278千円 ②SDGs推進型 5件、2,032千円 【商店街商業機能向上支援事業】 ①集客力アップ事業 10件、5,537千円 ②新商品・新サービス開発支援事業 0件、0円 【商店街基盤強化事業】 ①加入促進事業 10件、650千円 ②商店街応援隊派遣事業 115回
44	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	石油製品小売価格に関する調査及び情報提供	10	市民にとって重要な生活関連商品である石油製品価格について、毎月2回、市内の小売店を対象に聞き取り調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。	○	毎月10日、小売店に対して電話にて聞き取り調査を実施し、プレスリリース及び札幌市公式ホームページへ掲載し、消費者へ情報提供を行った。なお、令和6年度からは調査回数を月1回に変更している。 調査対象は、市内の燃料小売店60店及びガソリンスタンド40店(フルサービスステーション)の計100店舗。 対象品目は灯油のみで3品目。
45	市民文化局	市民生活部	消費生活表示検査担当係	728-2111	年末年始主要食料品・石油製品等に係る懇談会の開催	10	年末年始や冬期間に需要が増大する主要食料品や石油製品などについて、関係業界団体などとの懇談会を開催し、需給や価格の動向見通しに関する情報収集を行う。また、収集した情報を消費者へ提供するとともに、必要に応じて供給の確保、価格の安定について業界団体などに対して要請を行う。	○(予)	書面により開催し、関係業界団体などから得た需給や価格の動向の見通しを取りまとめ、公表する予定。
46	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	生活関連商品小売価格に関する調査及び情報提供	10	市民生活に関わりの深い生活関連商品の価格や需給状況について、毎月市内の小売店に調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。	○	生鮮食料品・日用品などの生活関連商品について、「価格調査モニター」による店頭調査を毎月月上旬に実施し、プレスリリース及び札幌市公式ホームページへ掲載し、消費者へ情報提供を行った 調査店舗は、市内のスーパーや小売店等、30店舗。 対象品目は、34品目(6品目群)。
47	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	消費生活相談事業	11	消費者センターにおいて、来訪、電話、インターネットにより、消費者からの苦情相談に対応する。また、消費者庁及び国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET)に参加し、広域的、全国的な消費生活相談に対応する。	○	2024年4月～2024年9月までの相談件数:4,910件 うち来訪396件、電話4,322件、文書192件となっている。
48	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	相談環境の充実	11	インターネット相談の周知や充実を図るとともに、土・日曜日などに相談可能な窓口を確保する。	○	札幌市公式ホームページにてインターネット消費生活相談を実施している。また、土日に緊急を要するような相談については、ホームページ上で国民生活センターなど、土日相談が可能な相談窓口の紹介を行っている。 令和6年度(4月～9月)インターネット相談:168件
49	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	相談窓口の認知度向上	11	消費者ホットライン「188」及び消費者センターの相談窓口としての認知度向上のための取組みを推進する。	○	・令和5年5月に地下鉄駅掲示板へ、悪質商法に関する注意喚起と併せて、消費者センター及び消費者ホットライン「188」についてのオリジナルポスターを掲示。 ・令和5年度に作成した消費者教育映像(訪問購入・ロードサービス)を活用し、YouTubeやTverにWEB広告を配信し、消費者トラブル等について周知・啓発を行った。 ・街頭ビジョン(チカホや市電停留所など)で、消費者ホットライン「188」を周知する画像や動画を放映した。

事業番号	担当局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施状況	実績・特記事項等
50	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	211-2245	相談員の資質向上	11	相談員の研修機会の確保や複雑かつ専門的な相談に対する専門機関との連携体制の構築を行い、相談対応の質の向上を図る。	○	・消費生活相談弁護士派遣事業:12回(毎月2回実施) ・消費生活相談員について、(独)国民生活センター等が開催するオンデマンド研修へ参加させるとともに、他の相談員へも情報共有を図るため、研修受講相談員を講師とした内部研修を実施した。
51	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	相談員の人材確保	11	職業としての消費生活相談員の周知や、消費生活相談員資格取得の支援等を行う。	○	・本市ホームページ及びX(旧Twitter)アカウントにて、消費者庁が実施する「消費生活相談員資格試験対策講座」及び「消費生活相談員資格試験」の周知を行った。
52	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	消費者苦情処理部会の運営	11	消費者から受けた苦情を円滑に解決する必要がある場合、消費者苦情処理部会において苦情のあつせん又は調停を行う。	—	・苦情処理部会への付託事案なし。
53	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	事業者や事業者団体における相談窓口との連携等	11	消費者に対する相談窓口のある事業者や事業者団体と、情報共有や意見交換を行う機会を設け、相談窓口相互間の連携を強化する。	○(予)	消費者相談窓口を持つ事業者団体との消費者相談窓口懇談会について、各団体への個別訪問などにより実施予定。 各団体での相談内容や本市に寄せられた相談内容を情報共有するとともに、不当な取引行為について逐条解説を用いて注意喚起する。 ＜事業者団体＞ ・(公社)北海道宅地建物取引業協会(予定) ・(一社)北海道建築士事務所協会札幌支部(予定) ・札幌市管工業協同組合(予定) ・北海道広告業協会(予定)
54	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	裁判外紛争手続(ADR)機関との連携	11	消費者被害救済の選択肢を増やすため、裁判外紛争手続(ADR)を行う関係機関の活動について消費者へ周知するとともに、さらなる連携のあり方について検討する。	○	・消費生活相談やインターネット消費生活相談において、相談内容に応じて相談先の一つとして、案内するようにしている。
55	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	専門的関連団体との連携による相談及び調査指導体制の充実	11	弁護士会や適格消費者団体と連携し、消費生活相談や事業者の調査指導等の充実を図る。	○	特定適格消費者団体(ホクネット)と問題視している相談事例について情報交換を行い、調査・指導を行う上での条例適用等について助言を受ける「事業者指導に係る消費者行政支援業務」を2回実施した。
56	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	相談体制の維持・充実	11	相談体制の維持・充実のため、職業としての消費生活相談員の周知や、消費生活相談員資格取得の支援等を行う。	○	・本市ホームページ及びX(旧Twitter)にて、消費者庁が実施する「消費生活相談員資格試験対策講座」及び「消費生活相談員資格試験」の周知を行った。【再掲51】
57	総務局	広報部	市民の声を聞く課	211-2045	市政外相談事業	11	日常生活上のさまざまな問題を解決することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として実施。消費生活に関する相談は、弁護士による法律相談において、助言・アドバイス等の対応を行う。	○	・本庁1階市民の声を聞く課及び各区役所にて相談を実施 ・令和6年度上半期 4,210件(うち法律相談 1,490件)

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
58	保健福祉局	総務部	地域福祉・生活支援課地域福祉推進係	211-2932	成年後見制度利用促進事業	11	認知症高齢者等の権利擁護支援を図るため、成年後見制度の利用に関する相談や、後見活動に関する相談対応を実施する。 ※令和4年3月に相談対応等を行う成年後見推進センターを設置	○	札幌市成年後見推進センターにて、ホームページ運営やパンフレット配架のほか、成年後見制度に関する相談対応を実施。 令和6年9月末時点での相談件数:625件
59	保健福祉局	高齢保健福祉部	介護保険課	211-2547	地域包括支援センター・介護予防センターにおける高齢者の総合相談支援	11	地域包括支援センター及び介護予防センターは、地域における初期相談の場として、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、どのような支援が必要かを幅広く把握し、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行う。	○	訪問、電話、面接等により、高齢者の相談を幅広く受け、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を実施。
60	保健福祉局	高齢保健福祉部	介護保険課	211-2547	地域包括支援センターにおける権利擁護業務(高齢者の成年後見制度に関する相談・利用支援、消費者被害防止に関する普及・啓発、関係機関との連携・協力)	11	地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談支援を行う中で把握した、権利擁護に関し支援が必要な高齢者について、その状況に応じ、札幌市社会福祉協議会が行う権利擁護事業や成年後見制度の利用に向けた情報の収集、家族・関係者等との調整などの利用支援を行う。また、高齢者の消費者被害防止のために、これらに関する情報の把握と防止に向けて必要な知識の普及・啓発、消費者センターなどの関係機関との連携・協力を行う。	○	・訪問、電話、面接等により、消費者被害を含む権利擁護に関する相談を受け、必要時に消費者センターや警察への相談を実施。 ・消費者被害啓発講話等を実施。
61	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食品衛生関係市民相談への対応	11	市民などから寄せられる食品衛生関係の苦情・相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	市民などから寄せられる苦情・相談に対し、必要に応じて関係施設等に対し調査及び指導を行った。
62	保健福祉局	保健所	生活環境課	622-5165	環境衛生関係市民相談への対応	11	市民などから寄せられる環境衛生関係の相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	相談件数 環境衛生営業等施設 77件 環境衛生営業等施設その他 4件 建築物衛生法関係施設 0件 建築物衛生法関係施設その他 0件 飲料水関係施設 0件 飲料水関係施設その他 7件 ねずみ・昆虫等 894件 室内環境 33件 その他 480件
63	保健福祉局	保健所	動物愛護管理センター	736-6134	動物取扱業に関する市民相談への対応	11	市民などから寄せられる動物取扱業に関する相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	26件 内訳 ・鳴き声 0件 ・施設の不衛生 2件 ・動物の不衛生 2件 ・店員等の対応 1件 ・病気の動物を展示・販売 5件 ・虐待疑い 6件 ・その他 10件
64	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者被害防止ネットワークの拡充	12	消費生活サポーターとして登録した市民や団体を始め、地域で活動する企業・関係機関と連携して見守りネットワークを拡充し、消費者被害の早期発見・救済を図る。	○	・ネットワーク事務局において、随時相談を受付している(相談件数17件、うち実態調査案件はなし)。 ・みまもり通信については、X(旧Twitter)、HPで毎回情報提供を行っている。 【サポーター登録数】(令和6年9月末時点) 個人サポーター:424人 団体サポーター:48団体

事業番号	担当局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施状況	実績・特記事項等
65	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	見守りの担い手の知識向上(消費者被害防止ネットワーク事業)	12	地域で高齢者や障がい者等を見守る立場の人に対して講座や各種媒体を通じた情報提供を行い、知識の向上を図る。	○	・「みまもり通信」を毎月電子メール等で配信して(配信先は、地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関、消費生活サポーターなど)おり、町内への回覧や掲示、訪問活動の際などへの注意喚起などに活用してもらった。 ・ネットワーク事業を通じて受付した相談事例の一部を包括支援センターや障がい者支援事業所などの福祉関係機関に毎月メールで配信しており、各サービス事業者などへの共有・注意喚起を行ってもらった。 ・消費生活推進員によるミニ講座を10回(177人)実施した。 ・地域活動団体向け研修を1回(6人)実施した。 【再掲38】
66	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	みまもりの担い手との情報交換(消費者被害防止ネットワーク事業)	12	地域包括支援センター等の関係機関と情報交換会を実施することにより、連携を強化する。	○	情報交換会等を7区・計7回実施し、実際に介護の現場で起きている消費者トラブルについて情報収集するとともに、最新の消費者トラブルの傾向等を提供している。 (中央区地域包括支援センター:1回、北区地域包括支援センター:1回、東区地域包括支援センター:1回、白石区地域包括支援センター:1回、豊平区地域包括支援センター:1回、南区地域包括支援センター:1回、西区地域包括支援センター:1回)
67	保健福祉局	総務部	地域福祉・生活支援課地域福祉推進係	211-2932	成年後見制度利用促進事業	12	権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、成年後見開始前は本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見開始後は、これに成年後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを主体的に進め、日常的な関わりを通して本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう推進する。	○	札幌市成年後見推進センターにて、「チーム」として関わる体制づくりに取り組む。取り組みの実施にあたっては、関係機関に事業内容を周知し必要に応じて活用を促していく。 令和6年9月末時点での実施件数:4件
68	保健福祉局	総務部	地域福祉・生活支援課地域福祉推進係	211-2932	日常生活自立支援事業	12	札幌市社会福祉協議会を実施主体として、認知症や障がいのため日常生活上の判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する。	○	・相談件数:7,673件 ・契約件数:154件 ・生活支援員活動者数:70人 ・生活支援員活動回数:1,367回
69	保健福祉局	総務部	地域福祉・生活支援課地域福祉推進係	211-2932	福祉のまち推進事業	12	おおむね連合町内会単位に組織化されている市民による自主的な福祉活動を行う「地区福祉のまち推進センター」で、市民による支え合い活動を推進するため、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り・安否確認活動などを実施する。	○(予)	・活動者数(集計中) ・援助世帯数(集計中) ※R7年9月頃に取りまとまとる予定 【参考:R5年度実績】 ・活動者数:11,497人 ・援助世帯数:64,981世帯
70	保健福祉局	総務部	地域福祉・生活支援課地域福祉推進係	211-2932	民生委員・児童委員活動	12	民生委員・児童委員が、地域住民からの各種相談に応じ、高齢者や障がい者などへの訪問により、見守り・安否確認など様々な活動を通じ、地域福祉の増進を図る。	○	・定数:2,967人 ・相談・支援件数:集計中 ・訪問回数:集計中 ・関係機関との連絡回数:集計中 ※R7年7月頃に取りまとまとる予定 【参考:R5年度実績】 ・定数:2,967人 ・相談・支援件数:30,521 ・訪問回数:577,198 ・関係機関との連絡回数:54,494
71	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	211-2936	障がい者あんしん相談運営事業	12	常設相談窓口を設置し、面談や電話により、障がい者の権利擁護などに係る相談に応じる。また、内容に応じて弁護士による法律相談を行うほか、必要に応じて関係行政機関等へ引継対応を行う。	○	令和6年度上半期の相談件数:1,648件(うち、差別解消法に関わるもの3件)

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
72	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	211-2936	相談支援事業における障がい者の総合相談支援・権利擁護	12	障がい者(児)や家族にとっての身近な相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供、各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う。	○	事業所数市内19箇所。 令和6年度上半期の相談件数:77,948件
73	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者訴訟費用の貸付	13	消費者が、消費生活上の被害について事業者を相手に訴訟を提起する場合など(提起された場合も含む)に、一定の条件の下に訴訟経費を貸し付ける。	—	貸付の申込なし。
74	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者団体訴訟の周知	13	消費者団体訴訟制度について理解を進めるため周知を行い、また、集团的消費者被害回復訴訟が提起された場合には、速やかに情報提供する。	○	札幌市公式HPにて、消費者団体訴訟制度に関する紹介ページを設けているほか、適格消費者団体に関するパンフレット等を相談窓口にて提供している。
75	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費生活審議会の充実	14	札幌市消費生活審議会の委員に市民からの公募委員を加えることにより、消費者の意見を直接反映させる。	○	2名の公募委員を選任しており、第4次消費者基本計画の進捗管理について審議を行っている。
76	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者の意見を踏まえた消費者行政の推進	14	講師派遣講座におけるアンケートや相談事例、市民アンケートなどから把握した消費者意識をふまえ、消費者行政を推進する。	○	・講師派遣講座等の実施の際には、受講者等へアンケートを実施し、それを踏まえて今後の講座内容等について随時検討を行っている。 ・消費者センターに寄せられる消費生活相談を適宜集計し、件数の多い消費者トラブルなどについて、注意喚起等を行い、トラブルの拡大防止に努めている。
77	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	728-2111	市長申し出制度の活用	14	市長申し出制度を活用することにより、消費者の権利等の侵害に対して迅速に対応する。	—	該当事案なし。
78	総務局	広報部	市民の声を聞く課	211-2042	市政相談事業	14	市民から寄せられた消費者行政に対する要望・意見・苦情等の声については、内容を十分聞き取りのうえ、文書にして担当部局へ送付し、申出人への回答や事務改善に向けた検討など、内容に応じた適切な対応にあたるよう依頼・調整する。	○	・市役所本庁舎1階市民の声を聞く課及び区役所にて相談を実施 ・令和6年度上半期 16通
79	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	211-2245	消費者団体との意見交換会の開催	15	各消費者団体の活動状況などの情報共有の場として、消費者団体の意見交換会を開催する。	○	・特定適格消費者団体への委託事業の一環として、注目すべき消費者トラブル等に関する情報共有を実施。
80	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者の自主的な啓発の支援	15	講師を派遣して消費生活サポーター養成講座を実施し、消費者の自主的な啓発の支援を行う。	○	令和6年9月に白石区東札幌図書館に講師を派遣し、消費生活サポーター養成講座を実施。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
81	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者団体への活動の場の提供	15	エルプラザに消費者団体として登録した団体に対し、消費者サロンなどを消費者団体活動の場として提供する。	○	エルプラザに登録されている消費者団体に対し、活動の場として、消費者サロンや食材研究室の貸し出しを行っている。
82	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	地産地消など持続可能な消費の実践に向けた啓発の推進	16	地産地消やフェアトレード、エシカル消費など、持続可能な消費の実践に向けた講座や啓発を実施する。	○	・フェアトレードやエシカル消費をテーマにした講師派遣講座を実施している。 ・フェアトレードをテーマにした消費生活講座を令和6年11月に実施予定。
83	まちづくり政策局	総合交通計画部	都市交通課	211-2492	公共交通の利用促進	16	公共交通を軸とした交通体系の実現を目指して、「えきバスナビ」の利便性向上を図るほか、市民自らが過度の自動車利用を控え、公共交通へ自発的に転換することを促す取組を進める。	○	「えきバスナビ」により、市民等に公共交通機関の運行情報等を手軽に入手できる環境を提供。また、利用促進のため、ポスター、リーフレット等を利用したPRを実施。小学生のときから公共交通の重要性を認識し、積極的に利用するという交通行動を身に付けられるよう、「小学校における札幌らしい交通環境学習推進事業」を実施。
84	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	211-2912 211-2928	新スリムシティさっぽろ計画の推進	16	「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、講座や情報発信、リサイクル施設の見学会等を実施するほか、学校における環境教育の取組等を行い、啓発と環境教育を充実させる。	○	1. 講座や情報発信 出前講座や、啓発施設でのイベント、教室、講座の開催などを通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する普及啓発を行った。 ●出前講座・出前教室の実施 出前講座【実施回数:36回 参加者:1,109人】、出前教室【実施回数:131回 参加者:9,776人】 ●リサイクルプラザ宮の沢 【教室・講座などの開催回数:110回、参加者数:10,076人】【情報紙発行部数:10,400部】 2. リサイクル施設の見学会等 ●「ごみ処理施設等の見学会」 清掃工場(3工場計) 【実施回数:58回 参加者:3,214名】 ごみ資源化工場 【実施回数:0回 参加者:0名】 プラスチック選別センター【実施回数:27回 参加者:715名】 雑がみ選別センター 【実施回数:0回 参加者:0名】 中沼資源選別 【実施回数:29回 参加者:765名】 駒岡資源選別センター 【実施回数:22回 参加者:508名】 ●リサイクルプラザ宮の沢事業 【実施回数:2回】
85	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	211-2928	ごみ発生・排出抑制のための行動の実践	16	食品ロス等のごみ減量につながる行動を展開することを目的に、市民・事業者・札幌市の協働で設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」(通称:さっぽろスリムネット)の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の具体的な実践活動を支援する。また、リユースの促進やレジ袋削減に向けた取組を推進するほか、環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰を行う。	○	1. 「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援 ●生ごみの減量・堆肥化を説明したDVDの貸出 ●生ごみ堆肥を、清掃事務所と地区リサイクルセンターで受け入れ、回収後に二次処理を行い、廃棄物の減量化に努めた。【受入数:880.6kg】 ●エコイベントの実施 ●フォーラムの実施【R7年3月に開催予定】 2. リユースの促進に向けた取組 ●リユースプラザにおいて、リユース家具の展示提供、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行った。 【来場者数:30,048人、開催日数:156日、提供個数:1,032個】 3. レジ袋削減に向けた取り組みの推進 【計画記載番号2-(2)再掲】 4. 環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰 ●容器包装の簡素化を実践している企業の取組の情報について、北海道容器包装の簡素化を進める連絡会による市役所ロビーパネル展示において紹介し、市民に広く周知した。

事業番号	担当局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施状況	実績・特記事項等
86	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	211-2928	市民による自主的な資源化の促進	16	市民が身近に取り組めるリサイクルの方法として重要なくみである集団資源回収の促進に取り組むとともに、新聞紙・雑誌・段ボールや廃食油、蛍光灯などのリサイクルを進めるため、回収拠点の利便性の向上に取り組む。また、生ごみ堆肥化器材等の購入支援により、家庭内で実施するごみ減量・リサイクルの取組を支援する。	○	1. 集団資源回収の促進 ●集団資源回収【回収量:34,419t、奨励金交付団体数:4,316団体】(R5実績) ※年1回報告をもらうこととしており、上半期のみの数値は把握してない 2. 回収拠点の利便性の向上 ●蛍光灯回収拠点【195カ所】 ●古紙回収ボックス【19カ所】 ●「eco(エコ)ボックス」の設置【39カ所】 ●古紙回収協力店【114カ所】 ●ダンボール回収協力店【50カ所】 ●古紙を回収するコンビニエンスストア【セイコーマート(331カ所、市内全店)】 ●廃食油回収拠点【404カ所】 ●小型家電【市有施設6カ所 回収拠点21カ所】 ●古着回収拠点【10カ所】 ●生ごみ堆肥回収拠点【10カ所】 ●地区リサイクルセンター【4カ所、23品目回収】 3. 生ごみ堆肥化機材などの購入支援 ●電動生ごみ処理機の購入助成【助成台数:213台】 ●コンポスターなどの購入助成【助成数:390個】 ●生ごみ堆肥化セミナーの開催及び堆肥化基材・ぼかしの配布 【セミナー:21回実施(全30回予定)、堆肥化基材配布数:410袋、ぼかし配布数253袋】 ●生ごみ堆肥化学習会などへの講師派遣 【派遣回数:8回実施(全15回予定)、参加者数:152人】
87	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	211-2928	イベントにおけるごみ減量・リサイクルの推進	16	イベントにおけるごみ減量・リサイクルを進めるため、リユース食器などの貸し出しを行う。	○	リユース食器をイベント主催団体へ貸し出した(リサイクルプラザ事業)。 【貸出件数:2件】
88	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	211-2927	合併処理浄化槽設置費・維持管理費補助事業	16	下水道計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者又は設置している者に対し、河川等の良好な水環境保全のために、設置費及び維持管理費の一部を補助する。	○	【設置費補助】 補助件数 0件 補助額 0千円 【改築費補助】 補助件数 1件 補助額 21千円 【維持管理費補助】 補助件数 39件 補助額 1807千円
89	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	211-2927	ポイ捨て等防止啓発・指導	16	「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の啓発・指導業務のため、散乱等防止指導員を配置し、喫煙制限区域内での指導・過料徴収及び制限区域外の地下鉄駅周辺や大規模公園等での指導を行う。また条例を周知するため、ポスター掲示、リーフレットの配布などを行い、さらに喫煙制限区域内に路面ステッカーを貼付して周知を図る。	○(予)	①地下鉄駅・車内、バス、市電等及び大通公園内の掲示板などにポスター掲示(1~2月) ②ポイ捨て防止の周知動画を、街頭ビジョン・チカホなどで配信(1~3月) ③喫煙制限区域内の路面ステッカーについて、250枚貼り替え ④北海道電力ネットワークが所有する地上機器20基に広告を掲示

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
90	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	211-2927	飲食店等における食品ロス削減の推進	16	資源の有効活用や環境負荷への配慮から、「食品ロス」(まだ食べられるのに、捨てられる食べ物)を減らすために、飲食店等における食べ残し削減に関する普及啓発活動を行う。	○(予)	①大型イベントにおいて、下記のとおり食品ロス削減について啓発を行った。 ・ライラックまつり(5月) 公式パンフレットへの広告掲載 ・夏祭り(7～8月) 公式パンフレットへの広告掲載 ・オータムフェスト(9月)公式パンフレットへの広告掲載及びごみ回収所に啓発ポスターを掲示 ・ミュンヘンクリスマス市(11～12月)公式パンフレットへの広告掲載、啓発デザインを表示したポケットウェットティッシュ1,000個の会場内配布及びごみ回収所に啓発ポスターを掲示 ②食品ロス削減月間である10月に、地下鉄駅掲示板におけるポスター掲示等により啓発を行った。 ③大型街頭ビジョンでの啓発動画放映を実施予定(2～3月) ④市内飲食店に、食べ残しの持ち帰りの定着を促す「ドギーバッグ」の試行導入を実施予定(2～3月)
91	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	札幌市環境白書の発行	16	環境に関する情報を広く市民に提供し、環境問題に対する理解を深めてもらうことを目的に、札幌市の環境の状況や環境施策の実施状況等を分かりやすく紹介する。	○(予)	掲載内容の見直しを行っており、令和6年中に環境白書本書及び概要版を発行予定。
92	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	環境保全アドバイザー制度	16	市民が環境保全について自主的に行う研修会、講演会、自然観察会等にアドバイザーとして委嘱した専門家を講師として派遣する。	○	派遣回数(令和6年9月30日時点):16回
93	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	環境プラザの運営	16	札幌市における環境保全活動の拠点施設として、展示物・パンフレット・ホームページ等により省エネルギー・省資源などのエコライフに関する情報発信を行う。	○	常設展示だけでなく、体験の機会を提供する事業を実施するなど、エコライフや環境保全に関する普及啓発を行った。 ・利用者数(令和6年9月30日時点):23,002人
94	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	札幌市うちエコ診断	16	省エネや節電に詳しい専門の診断士が、家庭ごとのエネルギー使用状況を「見える化」しながら診断を行い、ライフスタイルの改善などのソフト対策から高効率省エネ機器への買い替え等のハード対策まで、短・中期的な視点からアドバイスや提案を行う。	×	インターネット上で個人が無料で実施できる「うちエコ診断Webサービス」や省エネ家電等の買い替えによる電気代、CO2排出量の削減量が確認できるWebサイト「しんきゅうさん」、北海道庁が開発した家庭におけるCO2排出量を可視化できるアプリ「北海道ゼロチャレ!家計簿」等のツールが出てきていることから、従来の札幌市うちエコ診断のあり方について検討し、実施を見送り。
95	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	第2次札幌市環境基本計画の推進	16	「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、持続可能な都市の実現へ向け、市民や、事業者、行政等の各主体による取組の実践を促進するため、積極的な情報発信、連携体制の構築、協働取組の実施等により、市全体での持続可能な資源活用(消費)の促進を図る。	○	2018年3月に策定した「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、SDGsの普及等、持続可能な都市の実現へ向けた様々な取組を実施した。
96	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	環境広場さっぽろ	16	出展企業・団体の環境保全への取組や、環境に配慮した最先端の技術・製品等の紹介により、主にみらいを担う子どもたちが体験を通して環境についての気づきや学びを得ることができる「みらいを想う総合環境イベント」を開催する。	○	・イベント期間:令和6年8月24日(土)、25日(日) 各日10時～16時 ・来場者数:18,111 ・参加企業・団体数:187企業・団体

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
97	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	Think Green	16	「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPP_RO』」の実現に向けて、市民一人ひとりが日々の暮らし方について意識を持ち、行動することが重要である。 「Think Green」事業では、持続可能な暮らし方について考え、気づきを与える場や対話で学ぶ機会を創出する。併せて、そのような暮らし方を先導的に実践し、伝えていく人材を育成する。	○(予)	気候変動対策・SDGs推進に向け、気候変動をはじめとする社会課題について話し合ったり、専門家からの学びを得たりしながら参加者同士がつながることができるワークショップ、「さっぽろ気候変動タウンミーティング2024」を実施。 ・開催回数:全8回(令和6年11月～令和7年3月)
98	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2877	札幌市気候変動対策行動計画の推進	16	「札幌市気候変動対策行動計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などの取組を推進していく。	○	「札幌市気候変動対策行動計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、令和4年度の温室効果ガス排出量や令和5年度の実績内容等をまとめた進行管理報告書を公表した。
99	環境局	環境都市推進部	環境政策課	211-2878	ゼロエミッション自動車購入等補助制度	16	ゼロエミッション自動車の普及を図るため、電気自動車、燃料電池自動車、V2H充電設備を購入する市民や事業者(リース事業者も対象)への補助を行う。また、集合住宅の管理組合や所有者等を対象に基礎充電設備設置の補助を行う。	○	昨年度より、補助対象や補助金額を見直し、電気自動車については補助金額を減額のうち定額(EV10万円、軽EV5万円)とした。また、燃料電池自動車は補助金額を定額50万円としたほか、V2H充電設備は上限金額を25万円から15万円へ減額を行った。なお、令和6年度より、値引き後の税抜き価格が840万を超える高額車両は補助対象外とした。 補助件数60件 補助台数65件 ※自動車・V2H同時申請5件あり 自動車 44件 V2H 20件 普通充電設備 1件
100	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	211-2872	再エネ省エネ機器導入補助金制度	16	再生可能エネルギー機器及び省エネルギー機器の普及を図るため、太陽光発電、定置用蓄電池、家庭用燃料電池、地中熱ヒートポンプシステム、ペレットストーブを購入する市民への補助を行う。	○	・申込件数:853件 ※1件の申込に対し複数機種申請可能 太陽光発電補助予定件数:668件 定置用蓄電池補助予定件数:764件 家庭用燃料電池補助予定件数:75件 地中熱ヒートポンプシステム補助予定件数:2件 ペレットストーブ補助予定件数:16件
101	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	211-2873	再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金制度	16	再生可能エネルギー機器及び省エネルギー機器の普及を図るため、太陽光発電や定置用蓄電池を市民がリース又はPPA(電力購入契約)で導入する場合に、札幌市が事業者に補助金を交付することで、市民が事業者に支払う契約金額を低減する。	○	・申込件数:57件 ※1件の申込に対し複数機種申請可能 太陽光発電補助予定件数:56件 定置用蓄電池補助予定件数:3件
102	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	211-2874	自家消費型太陽光設備導入補助金制度	16	再生可能エネルギー機器及び省エネルギー機器の普及を図るため、自家消費型の太陽光発電設備と定置用蓄電を導入する企業やマンション管理組合への補助を行う。	○	・申込件数:16件 ※太陽光発電に付帯する定置用蓄電池を同時申請可能 太陽光発電補助予定件数:16件 定置用蓄電池補助予定件数:14件
103	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	211-2875	省エネ機器エネルギー源転換補助金制度	16	省エネルギー機器の普及を図るため、暖房や給湯を灯油から電気やガスへ転換する市民への補助を行う。	○	申込件数36件(暖房機器35件、給湯機器1件)の受付で予算到達したため、申し込みを終了。
104	環境局	環境管理担当部	環境共生担当課	211-2879	生物多様性に配慮したライフスタイルの促進	16	市民参加型イベントやパネル展の開催、日常での行動例を紹介する「生物多様性さっぽろ実践ハンドブック」の活用により、生物多様性の理解の向上と生物多様性に配慮したライフスタイルの促進を図る。	○(予)	市民参加型の生き物調査「さっぽろ生き物さがし2024」や、円山動物園と共催の特別企画展、環境広場ほっかいどうへの出展など各種イベントや出前講座(実施回数:3回、参加者数:141人)の実施により、子どもから大人まで幅広い層に対し、普及啓発を行った。出前講座やイベントの一部は下半期も実施予定である。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
105	都市局	市街地整備部	住宅課	211-2807	エコリフォーム促進事業	16	住宅エコリフォーム条例に基づき、市民の省エネやバリアフリー改修工事にかかる経費の一部を補助する。	○	令和6年度 ・補助件数(見込):1,358件 ・補助額(見込):130,000千円
106	都市局	市街地整備部	住宅課	211-2807	高断熱・高気密住宅普及促進事業	16	温暖化対策推進のため、札幌市独自の高断熱・高気密住宅の基準を定め、この住宅の普及を進めることで、住宅の省エネルギー化を促進し、良質な住宅ストックの形成を図る。	○(予)	令和6年度 ・予算額 81,000千円 ※受付期間 R6.6.5～3.12 プラチナ:2,200千円/0件 ゴールド:1,800千円/2件 シルバー: 600千円/0件 ・【既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業】 診断棟数:3棟/年
107	教育委員会	学校支援担当部	学校給食課	211-3713	さっぽろ学校給食フードリサイクル	16	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた野菜の学校給食への提供や、堆肥を活用した教材園等での栽培活動等、「さっぽろ学校給食フードリサイクル」を活用し、食育と環境教育の充実を図る。	○	(1) フードリサイクル作物の学校給食への提供と食育・環境教育を進めている学校 全小中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校298校 (2) 生ごみ回収 回収対象校295校(100%)から回収 (3) フードリサイクル堆肥活用校 203校で実施
108	教育委員会	学校支援担当部	学校給食課	211-3713	学校における「地産地消」に関する啓発	16	学校では、給食で積極的に地場産物を取り入れ、栄養教諭が中核となり教職員と連携を図り、給食時間や各教科等と関連付けながら学校教育活動全体を通して、地産地消について食指導を進める。	○	(1) 学校給食における北海道産食材の使用 北海道産食材の使用割合(重量) 77%(令和5年度実績) (2) 地産地消について食指導を進めている学校 全小中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校298校
109	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部	商業・経営支援課	211-2372	カーボンニュートラル推進資金	16	再エネ・省エネ設備、次世代自動車等を導入する中小企業を対象とした融資により、事業者のカーボンニュートラルの取組を支援する。	○	【新規融資実績】 融資実績:3件 融資金額:81,000千円
110	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	各種講座の充実	17	消費者被害防止や衣・食・住に関する幅広い分野の講座や啓発を実施するとともに、オンライン等を活用した学びの機会の充実を図る。	○	・市公式ホームページや市公式YouTubeチャンネルにおいて、各種消費者教育映像・啓発動画を公開している。 ⇒子どもの製品事故について解説した映像講座、中学生向け消費者教育映像教材等 ・令和5年度に作成した消費者教育映像(訪問購入・ロードサービス)を活用し、YouTubeやTverにWEB広告を配信し、消費者トラブル等について周知・啓発を行った。【再掲49】 ・フェアトレードやエシカル消費をテーマにした講座を実施している。 ・消費生活講座や高齢者等向けのミニ講座において、オンラインによる講座を実施している。
111	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	各種教育機関向け派遣講座の充実	17	小・中・高等学校、大学、専門学校等の各種教育機関に対し、意見を取り入れた内容の講師派遣講座を実施する。	○	・大学や専門学校、高校向けに、問題商法やインターネットトラブル等をテーマにした講師派遣講座を実施(5校・計11コマ)。 ・北海道教育大学札幌校向けに、消費者教育講座を実施した。 ・市内の各小・中学校からの依頼により、学校でのニーズに応じて、教員と講座内容を組み立てる「セミナー型」の講師派遣講座を実施(8校・計27コマ・延べ900人受講)。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
112	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者団体との連携講座の実施	17	消費者団体等が市民を対象とした講座を実施する際に、会場の提供や、HPでの紹介を行うことで、連携を強化するとともに、市民に対する消費者教育の機会の充実を図る。	○	・(公社)札幌消費者協会が主催する地産地消応援講座など、消費者団体等の実施する本市の消費者行政とかかわりの深い事業について、会場提供及び周知の協力を行った。 ・関係団体が開催する講座等の名義後援を行い、ホームページやTwitter等による周知等の協力を行った。
113	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	若年者向け消費者教育教材の作成・配布	17	小、中、高等学校や大学等の教育機関が消費者教育に取り組みやすくなるため、授業等で活用できる消費者教育の教材の作成又は提供を行う。	○(予)	・小学生向け消費者教育教材「しろうくと知ろう！くらしと買い物」と教師用解説書を、市内の全小学校5年生へ配布した。 ・中学生向け消費者教育映像教材「マモル探偵のトラブル事件簿(クレジットカード編・通信販売編)」のワークシート、教員用解説書を、市内の全中学校へ配布した。 ・消費者庁作成の高校生向け教材「社会への扉」を、配布を希望する市内高校に配布。 ・若者向けの教材(賃貸アパート編、マルチ・サイドビジネス商法編)について、市内の各大学及び専門学校に配布予定。
114	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	体験テスト講座	17	学校や市民グループなどからの依頼に応じ、食に関するものなど消費生活に関するテーマについて実験・実習を取り入れた講座を開催する。	○	消費生活講座や講師派遣講座において、試食を伴う食育に関する講座や、ゲームや工作を取り入れた親子で学べる体験型講座を実施している。
115	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	ミニ講座	17	高齢者や障がい者等、悪質商法の標的になりやすい方に対する講座や啓発を実施する。	○	高齢者、障がい者を対象としたミニ講座を17回(177人)実施した。 【再掲38】
116	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	情報リテラシーに関する消費者教育の推進	17	高度情報化社会において、誤った情報による混乱やトラブルを防ぐため、膨大な情報の中から、正確で必要な情報を選択し、正しく読み解く(＝情報リテラシー)ための消費者教育を行う。	○	各種講座において、情報リテラシーの必要性に関する説明を盛り込んだ内容で実施している。
117	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	職域における消費者教育の推進及び企業活動と協働した啓発活動	17	団体サポーター等を始め、企業と連携して事業活動を通じた顧客や消費者に対する啓発及び消費者教育の取組を推進する。	○	・札幌市西区ボランティア連絡会からの依頼で「健康食品との付き合い方」、NPO法人札幌精協からの依頼で「キャッシュレス決済」をテーマにした講師派遣講座を実施。 ・日本生命札幌支社と連携し、毎月1,000枚みまもり通信を送付。営業活動などの際に活用依頼。
118	教育委員会	生涯学習部	生涯学習推進課	211-3871	さっぽろ市民カレッジ	17	市民の学習ニーズに対応し、自発的な学習を支援するため、札幌市生涯学習センターなどで学習機会の提供を行う。本事業の学習コースの1つである「生活・消費コース」を中心に、消費者問題や環境・エネルギー関連など様々なテーマを取り上げ、消費者教育の啓発に役立つ内容の講座を実施する。	○	「生活・消費コース」を中心に、消費者の心理に基づくマーケティングや行動経済学に関する講座など、8講座を実施した。 (講座名) ・マーケティングを身につける・応用編～感情や心理は消費をどう変える？～ ・知らないや損！？今注目の行動経済学～なぜ、それを買ってしまうのか～ ・薬の知識を高めよう～賢く付き合って健康管理～ほか
119	教育委員会	学校教育部	教育課程担当課	211-3891	学校教育における消費者教育の推進	17	学習指導要領に基づき、小学校社会科及び家庭科、中学校技術・家庭科(家庭分野)及び社会科(公民的分野)等において、「身近な消費生活と環境」や「身近な消費者問題及び社会課題の解決や公正な社会の形成」等について取り上げ、身近なものの選び方や買い方、消費者としての権利や責任、環境に配慮した生活の工夫等に関する学習を推進する。	○	小中学校では、社会科の授業において、「身近な消費生活」や「消費者の権利と責任」、家庭科及び技術・家庭科(家庭分野)の内容で「消費生活・環境」において、契約の仕組みや購入の仕方、消費者被害の実態と予防等の学習を実施するとともに、国や地方公共団体の消費者保護のための消費者行政について学習した。また、総合的な学習の時間においても、適切な消費行動と環境問題に関する学習を実施した。

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
120	子ども未来 局	子ども育成部	子どもの権利推進課子ども 活動係	211-2942	こどものまちミニさっぽろ事 業	17	子どもが働いて得た仮想通貨を使用して、自分の 判断で主体的に商品やサービスを選別し買い物を する市内及びさっぽろ連携中枢都市圏の小学3・4 年生を対象とする職業体験イベントを開催する。	○	令和6年度は、10月5日(土)～10月6日(日)にアクセスサッポロにて開催。両日合わせて 3,082人(10月5日の参加者数はこのうち1,522人)の子どもが参加し、会場内に設置した 56のブースで体験活動を行った。
121	保健福祉局	保健所	動物愛護管理センター	736-6134	犬猫はじめて講習会	17	犬猫をこれまで飼養したことがなく、今後飼養を検討している方を対象として、飼養管理のポイントや マナーを講義する。	○(予)	当該事業については上半期には実施せず、下半期で動物愛護管理推進事業として以下 のものを実施予定。 犬のしつけ・マナー教室 はじめて保護猫セミナー ペットの健康セミナー ～犬編～ ペットの健康セミナー ～猫編～ 人とペットの共生セミナー ～ペットと最後まで暮らすために～ 人とペットの災害対策セミナー どうぶつあいごセミナー 飼い主のいない猫対策セミナー シェルター・メディスン・セミナー
122	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費生活に関する情報提供 内容の充実	18	消費者トラブルなどに関する情報について、市の広 報誌やラジオ番組を活用した情報提供を行う。	○	・本市ホームページやX(旧Twitter)において、各種情報提供(消費者教育情報、相談事 例等)を実施した。 ・関係機関が作成した啓発資料を活用し、適宜情報提供を行った。 ・市公式YouTubeチャンネルにおいて、各種消費者教育映像・啓発動画を公開している。 ・令和5年度に作成した消費者教育映像(訪問購入・ロードサービス)を活用し、YouTube やTverにWEB広告を配信し、消費者トラブル等について周知・啓発を行った。【再掲49】
123	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	「消費者月間」事業の実施	18	消費者啓発の一層の推進を目的として定められ る、毎年5月の「消費者月間」における事業として、 道や道警などの関係機関と連携した啓発を実施す る。	○	・5月20日(月)にチ・カ・ホ 北3条交差点広場(西)で、北海道、札幌市、北海道消費生 活センター、札幌市消費者センター、北海道警察などと共催で街頭啓発イベントを開催し た。(来場者数1,467名) ・中央図書館の展示室で、消費者トラブル防止を目的としたパネル展示を行い、啓発パ ンフレットの配架も行った。
124	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者センター展示コー ナーからの情報発信	18	消費者センター展示コーナーにおいて、商品選択に 必要な基礎的な知識や暮らしに役立つ知識の普及 と啓発を行う。	○	各種リーフレットや石油製品小売価格等の啓発資料を常置している他、様々なトピックを テーマとした特別パネル展も実施している。令和6年度は以下のテーマのパネル展を実 施(令和6年9月末時点)。 ・デジタル時代に求められる消費者力とは ・クイズで深堀り！自転車用ヘルメット
125	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者トラブルの啓発冊子 等の作成	18	悪質商法等による消費者トラブルの未然防止のた め、悪質商法等の事例と対処方法を紹介したパン フレット等を作成、配布する。	○	・特商法や消契法について分かりやすくまとめた冊子「消費者トラブルに備えよう！」と悪 質な消費者トラブルとその対処方法を一覧にした冊子「こんな手口に気をつけよう」とい った啓発物を、講師派遣講座の派遣先などに機会のあることに配布した。
126	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	SNS等を活用した若者向け 啓発	18	成年年齢の引下げを受け、若年層の特性を考慮し た内容の啓発材を活用し、SNS等の若年層が多く 利用する各種媒体での啓発を行う。	○	・市公式YouTubeチャンネルにおいて、各種消費者教育映像・啓発動画を公開している。 ・本市X(旧Twitter)において、若年層に多い「副業」「美容医療」「ロードサービス」などの トラブルについて投稿(消費者庁等の投稿の再投稿を含む)し、注意喚起を行った。 ・令和5年度に作成した消費者教育映像(訪問購入・ロードサービス)を活用し、YouTube やTverにWEB広告を配信し、消費者トラブル等について周知・啓発を行った。【再掲49】

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
127	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	デジタル技術を活用した啓発	18	消費者トラブルなどに関する情報について、多くの 人に行き届くよう、デジタル技術の活用も含め様々 な媒体を用いた情報提供を行う。	○	・消費者庁や独立行政法人国民生活センターが発表する注意喚起情報を参考に、本市 ホームページにおいて消費者トラブル事例を紹介している。 ・消費者庁等のX(旧Twitter)での配信内容を本市Xにより再投稿し、市民への周知を 図っている。
128	保健福祉局	ウェルネス推 進部	ウェルネス推進課	211-3516	外食料理及び加工食品の 栄養表示推進事業(1)	18	■ 食育に関する会議の開催 外食料理栄養成分表示の推進事業を市民団体、企 業等に理解してもらうこと、事業の効果的な進め 方に助言を得る。	○	「札幌市食育推進会議」 令和6年度 1回実施 「札幌市食育推進会議 さっぽろウェルネス(タベル)健康対策検討部会」 (令和6年度 下半期に2回開催予定)
129	保健福祉局	ウェルネス推 進部	ウェルネス推進課	211-3516	外食料理及び加工食品の 栄養表示推進事業(2)	18	■ 「栄養成分表示の店」の普及 飲食店等が市民の健康に配慮した食事の提供が 図れるように、「栄養成分表示」や「健康に配慮した メニュー」を行っているお店を募集し、登録証明書 (ステッカー)を交付する。	○	○「栄養成分表示の店」 登録店舗数 1,472店 ○インターネットを利用した情報提供 「栄養成分表示の店」等登録店の掲載
130	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食品衛生に関する情報の提 供	18	食品衛生情報誌「キッチンメール」の発行、各種ハ ンドブックやパンフレット等の配布、食品衛生パネ ル展やイベント等における正しい手洗方法等の啓発、 ホームページへの情報掲載等により、食品衛生に 関する最新の情報の提供や、正しい知識の普及及 啓発を図る。	○	キッチンメールを1回(各10,000部)発行予定(作成中)。また、「食のまち・さっぽろフェス ト」も開催予定である。各種ハンドブックの配布や講習会の開催も継続して実施している。
131	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	622-5174	食中毒警報の発令	18	近年市内においてカンピロバクターやノロウイルス による食中毒が多発していることから、食中毒の発 生が危惧される時期には、食中毒警報やノロウイ ルス食中毒注意報を発令し、市民、食品営業者な どに注意喚起する。	○	【食中毒警報】 ・6月～9月の間、計14回、延べ71日間発令した。
132	保健福祉局	保健所	生活環境課	622-5165	環境衛生等に関する啓発事 業	18	環境衛生に関する啓発事業を継続的に実施し、衛 生害虫等の発生や駆除方法、シックハウス対策や その他室内環境の改善方法などの正しい知識を市 民に広く知らせていく。	○	生活衛生知識の普及・啓発の一環として、ハチに関する情報を広報さっぽろに掲載、札 幌市公式LINE、札幌市公式Xに投稿したほか、市民がいつでも情報を入手できるよう、衛 生害虫や室内環境に係る情報をホームページで公開した。
133	経済観光局	中央卸売市場	管理課	611-3111	各種料理教室の開催	18	料理を通じて水産物や青果物に対する知識を深め てもらうことを目的に、卸売業者、仲卸組合、小 売組合等が共同で運営する団体が、一般、親子、 夫婦、男性を対象にした各種料理教室を、中央卸 売市場や区民センター等で開催する。また、市内の 保育園や小学校に出向いて授業や調理実習を行 う。	○	料理教室の開催:全20回
134	消防局	予防部	予防課	215-2040	住宅防火対策(1)	18	■ 高齢者防火対策連携事業 福祉行政や在宅福祉サービス事業者等との連携協 力により、高齢者への注意喚起等を通じた火災被 害の軽減を図る。	○	○高齢者関係団体の広報誌への防火記事掲載及び施設へのポスター掲示による火災 予防を実施。 ○町内会や防火委員等へ「火の用心だより」の送付やメール配信を通して、高齢者にお ける防火への取組を実施。 ○民生委員を通して、高齢者宅への防火広報ちらしを配布。 ○出張講座を希望したコミュニティに対して、自動消火装置設置費助成事業や住宅火災 についての火災予防広報を実施。 ○市内介護事業者の希望者を募り、高齢者世帯の火災の傾向等について研修を実施。

事業番号	担当局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施状況	実績・特記事項等
135	消防局	予防部	予防課	215-2040	住宅防火対策(2)	18	■ 住宅用火災警報器設置促進・維持管理広報 住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理について広報の強化を図る。	○	○民間企業との協力により、顧客へのちらし配布や企業広報誌等を活用した火災予防広報の実施(「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクト) ○火の用心だよりや札幌市公式ホームページのほか、消防局公式SNSにおいて、住宅用火災警報器の設置、本体交換、点検等について広報を実施 ○ファイターズ・バナソニックと連携して住警器広報ちらし及びポスターを作成し、イベント等で市民へ配布
136	消防局	予防部	査察規制課	215-2050	危険物の安全確保の推進	18	「危険物安全週間」(毎年6月 全国的展開)において、ポスターの掲出及びSNSを活用した広報等により、市民生活に浸透している危険物(ガソリン、灯油等)の安全に関する情報提供及び適正な取扱い方法などの啓発を行う。	○	○局庁舎及び各消防署において啓発ポスター掲示した。 ○SNS(X(旧Twitter))への投稿により、市民へ危険物(ガソリン、灯油等)の安全に関する情報提供及び適正な取扱い方法について広報を実施した。 ○地下歩行空間、市政PRコーナーに設置された大型ビジョンを活用し、身近な危険物への注意喚起をテーマに市民に情報を発信した。
137	消防局	予防部	査察規制課	215-2050	違反公表制度による情報提供	18	ホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令による設置義務があるにもかかわらず未設置の建物を札幌市公式ホームページに公表し、利用者へ防火安全に関する情報提供を行う。	○	令和6年度中、4件の建物の情報を新規に公表した。 9月末時点で、ホームページに5件の建物の情報を公表中である。
138	消防局	予防部	査察規制課	215-2050	防火対象物定期点検報告制度	18	一定の規模、用途の建物を火災予防に関する専門知識を有する資格者が点検を行い、基準に適合している場合には点検済みの表示を行うことができ、その表示により利用者へ防火安全に関する情報提供を行う。	○	令和6年度中の防火対象物点検の報告件数は、1025件である。(令和6年9月末時点) 防火対象物点検特例認定している件数は、549件である。
139	消防局	予防部	査察規制課	215-2050	札幌市防火優良対象物表示公表制度	18	申請のあったホテルや旅館等の法令等の適合状況を審査し、基準に適合したホテルや旅館等に対して適合マークを交付するとともに、適合マークを交付したホテルや旅館等の情報を札幌市公式ホームページに公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	令和6年9月末時点で、74件の宿泊施設に表示マーク(金マーク62件、銀マーク12件)を交付し、札幌市公式ホームページ上で公表している。
140	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	211-2245	北海道との連携の推進	18	北海道立消費生活センターとの情報交換会や、共催による啓発事業等を実施します。	○	・5月20日(月)にチ・カ・ホ 北3条交差点広場(西)で、北海道、札幌市、北海道立消費生活センター、札幌市消費者センター、北海道警察などと共催で街頭啓発イベントを開催した。 (来場者数1,467名)【再掲124】
141	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	211-2245	消費者問題等に係る関係行政機関との連携	18	国や北海道などが主催する会議に随時参加し、主催者及び参加自治体などとの情報交換などを行う。	○	各会議に出席し、他の自治体等と情報交換を行った。 (出席会議) ・全国消費生活センター所長会議(WEB開催) ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議(WEB開催) ・都道府県等消費者行政担当課長会議(WEB開催) ・消費者行政ブロック会議及びブロック別消費生活センター所長会議(WEB開催)

事業 番号	担当 局・区	担当部	担当課	電話番号	事業名	体系 区分	事業内容	事業実施状況(令和6年度上半期)	
								実施 状況	実績・特記事項等
142	教育委員会	中央図書館	利用サービス課	208-1113	図書館資料を通じた情報提供	18	図書・情報館では「消費者トラブル」というテーマの棚を設け関連の図書や関係機関のパンフレットを配架し、利用者に情報提供している。	○	①暮らしに役立つ情報提供の一環として、「消費者トラブル」をテーマとした棚を常設し、関連の図書や消費者庁をはじめとした関係機関のパンフレットを配架。 ②消費者トラブルを含む法的トラブルの相談に対応できるよう専門機関による相談窓口を月2回開設。(R6上半期実績:開設数10回、相談件数20件)
143	保健福祉局	保健所	医務薬事課医務係	622-5162	医務関係施設対策に対する支援事業	2	医療機関の従事者を対象とした医療安全対策等に関する研修会を開催する。	○(予)	医療機関の従事者を対象とした医療安全対策等に関する研修会についてはオンデマンド方式で下半期に実施。